事　務　連　絡
令和３年２月１９日

加盟団体各位

公益財団法人広島県体育協会

「集中対策」の終了及び「新型コロナウイルス感染拡大防止のための広島県の対処方針」の改正について

平素より本協会事業推進にご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症広島県対策本部から標記に係る周知依頼がありましたので情報提供します。

関係者への周知をよろしくお願いします。

令和３年２月 18 日

公益財団法人広島県体育協会会長　様

新型コロナウイルス感染症広島県対策本部長
広島県知事　湯﨑 英彦

「集中対策」の終了及び「新型コロナウイルス感染拡大防止のための広島県の対処方針」の改正について（依頼）

新型コロナウイルスの感染状況について，皆様の御協力により，全県及び広島市における各種指標が警戒基準値を下回り，安定的にステージⅠの状態となることが見込まれるため，令和３年２月 21 日（日）をもって「集中対策」を終了することとしました。

一方，感染リスクが高まる場面を回避する観点などから，今後も継続的に取り組むべき内容については，「新型コロナウイルス感染拡大防止のための広島県の対処方針」を改正しました。

ついては，「新型コロナウイルス感染症拡大防止のための広島県の対処方針（令和３年２月 17 日一部改正）」に基づき，感染防止対策の徹底に引き続き取り組んでいただきますよう，よろしくお願いします。

また，上記の内容について，貴団体の構成員や関係者の皆様に周知してください。

担　当　地域政策局スポーツ推進課
（玉垣，林）
電　話　082-513-2641

集中対策の終了及び広島県の対処方針の改正について

R3.2.16　広島県

1　概要

新型コロナウイルスの感染状況について，皆様の御協力により，全県及び広島市における各種指標が警戒基準値を下回り，安定的にステージⅠの状態となることが見込まれるため，令和３年２月21日（日）をもって「集中対策」を終了することとし，外出機会の削減や営業時間の短縮など県民・事業者に対する要請について，原則，解除する。

一方，感染リスクが高まる場面を回避する観点などから，今後も継続的に取り組むべき内容については，次のとおり「広島県の対処方針」を改正し，当該内容を追加する。

2　施行日

令和３年２月22日（月）

3　広島県の対処方針の主な改正内容

（１）県民に対する要請

・緊急事態措置の実施地域等との往来自粛
・飛沫感染防止のための物理的対策の導入店舗の利用
・家庭内における感染防止（取組の実践例を別紙に追加）
・誹謗中傷・差別の禁止（記載内容を具体化）

（２）事業者に対する要請

・緊急事態措置の実施地域等との往来自粛
・飲食店等における飛沫感染防止のための物理的対策の導入及び利用の促進（アクリル板等のパーテーションの導入促進）

（３）その他

・ＰＣＲ検査の集中実施（陽性者の早期発見による感染リンクの遮断）
・季節の行事等における感染防止の働きかけ（注意喚起を別紙に追加）

別紙　第３次集中対策における要請の解除等について

<table>
<tr><th rowspan="2">2/22 以降</th><th rowspan="2">要請先</th><th colspan="2">要請内容</th></tr>
<tr><th>広島市</th><th>それ以外の地域</th></tr>
<tr><td rowspan="4">解除するもの</td><td>県民</td><td>・外出機会の半減
・特に 21 時以降は更に削減</td><td>外出機会の半減</td></tr>
<tr><td>事業者</td><td>・出勤者割合の５割削減
・特に 21 時以降は勤務を抑制</td><td>出勤者割合の５割削減</td></tr>
<tr><td>酒類提供飲食店</td><td>営業時間を５時から 21 時まで（酒類提供は 20 時まで）に短縮</td><td></td></tr>
<tr><td>その他施設，イベント</td><td>・営業時間を５時から 21 時までに短縮
・人数上限を 5,000 人に制限
※働きかけ</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="3">対処方針に追加して継続するもの</td><td rowspan="2">県民・事業者</td><td colspan="2">・県民は，会食の際は物理的な感染防止対策が導入されている店舗を利用
・飲食店は，物理的な感染防止対策の導入</td></tr>
<tr><td colspan="2">感染拡大地域との往来について，緊急事態宣言地域との往来は最大限，自粛</td></tr>
<tr><td>県民</td><td colspan="2">家庭内における感染防止対策の実践</td></tr>
</table>

新型コロナウイルス感染拡大防止のための
広島県の対処方針

「広島積極ガード宣言」
～ あなたの「早期受診」がみんなを守る！～

「広島積極ガード宣言」

令和３年２月１７日改正

新型コロナウイルス感染症広島県対策本部

新型コロナウイルス感染拡大防止のための広島県の対処方針

「広島積極ガード宣言」 ～ あなたの「早期受診」がみんなを守る！ ～

令和２年５月１５日制定（令和３年２月１７日一部改正）
新型コロナウイルス感染症広島県対策本部

令和２年５月１５日制定の「新型コロナウイルス感染拡大防止のための広島県の対処方針」（広島積極ガード宣言）を次のとおり見直し，これに基づき，引き続き，感染の予防及び感染の拡大防止を図る。

１　基本的事項

（１）新型コロナウイルス感染症の発生状況

○　令和２年１月15日，国内で最初の感染者が確認されてから１年余りが経過した。２度目となる緊急事態宣言が令和３年１月７日に発出され，飲食を伴う場面を中心とした対策が大都市圏の都府県等で継続されている。また，海外で確認された変異株の感染例も報告され始めているなど，感染の収束の兆しは見えていない。

○　一方，発症・重症化の予防，社会・経済活動の回復の切り札として期待されるワクチン接種は，医療従事者等を対象に開始され，高齢者等の住民を対象に４月以降，順次行われる予定である。

○　本県では，令和２年３月７日に最初の感染者が確認されて以降，４回の大きな感染が見られた。特に令和２年11月下旬からは，広島市内を中心とした感染者の急増，県内全域にわたる拡大基調など最も大きな感染となり，外出機会の削減や営業時間の短縮要請など，３次にわたる集中対策を実施した。その結果，感染の拡大は抑制され，現在，「警戒基準値」を下回る水準まで感染状況は改善している。

（２）本県の取組の状況

○　感染の拡大を最小限に抑えながら，社会・経済活動を継続することを基本とし，「広島積極ガード宣言」（７月２１日）のもと，県民，事業者，行政が連携して，感染拡大防止対策に取り組んでいる。

○　医療提供体制については，感染者を受け入れる入院病床や軽症者等に係る宿泊療養施設の確保，ＰＣＲ検査など検査能力の増強と相談・受診体制整備などに取り組んでおり，重症者数や療養者数に応じて，効率的・弾力的に対応していくこととしている。

○　感染が発生した場合の積極的疫学調査については，より広範な調査により感染者の早期発見と早期対応を図るほか，クラスター発生時には，臨時の検査センターの設置や保健師等の派遣による保健所支援を実施している。

○　感染防止対策の緩和・強化にあたっては，ステージのどの段階に該当するかを「見える化」した基準，ステージⅢに移行しないよう対策を講じる目安となる「警戒基準値」の設定により，地域の疫学的状況や医療状況に関するリスク評価を行いながら，適時・適切に判断することとしている。（別紙１「感染拡大防止に向けたステージごとの主な対応」）

○　このため，感染状況に関する情報分析センターによる各種分析やデータサイトによる迅速かつ適切な情報発信に努めている。

（３）今後の対処に関する方針

○　専門家からは，

・　集中対策により，感染状況が１１月中旬の水準まで改善したことから，終了してよいのではないかと考えられること。

・　ただし，基本的な感染対策の継続や積極的疫学調査等の徹底により再拡大を防止すること，また，県民の気の緩みや対策による慣れなどに伴う影響を最小限に留めるため，特に季節の行事等について注意を促すなど，迅速かつ適切な情報発信を行うこと。

・　ＰＣＲセンターや医療機関における検査の陽性率等の各種指標をモニタリング・分析した上で，次なる対策やＰＣＲ検査の集中実施の方法を検討するべきである。

・　新たな報告が相次いでいる変異株については，行政による定期的なスクリーニング検査に加えて，民間検査機関の体制を整え，大学とともに県全体で幅広に検出可能な体制とすること。

との提言がなされている。

○　また，感染拡大防止の対策が長期に及んでいる中，飲食店に限らず社会・経済活動への負担が全国的な課題となってきている。

○　本県においては，こうした状況を踏まえ，極力，行動制限を行うことなく，県民が日常の生活を続けられる状態を保ちながら，感染予防及び感染の拡大防止に努めることを基本とするが，以下の事項について取組を強化していくこととする。

・　「警戒基準値」等のモニタリングを強化し，感染拡大の兆候を早期に把握する。

・　感染拡大を防止するために，徹底して早期に新規感染者を捕捉して，クラスターの芽となる個別感染を囲い込み，感染の連鎖を遮断する。

・　そのため，身近な医療機関で検査を受けられる体制を整備し，県民に体調不良時にはすぐ受診することを繰り返し呼び掛けるとともに，感染者の積極的疫学調査で幅広に検査を行う。

・早期の新規感染者の捕捉が遅れてクラスターが発生した場合に備え，対応する保健所等の支援体制を構築する。

・　県民や事業者の基本的な感染対策，業種別ガイドライン遵守，感染リスクの高まる「５つの場面」，「季節の行事等」，十分な換気など「寒冷な場面」などにおける感染防止対策の確実な実践について情報発信する。

・上記に掲げる事項も含め，県民や事業者との迅速かつ適切な情報発信を行う。

○　疫学的状況又は医療状況が悪化した場合は，別紙１「感染拡大防止に向けたステージごとの主な対応」により，再度，制限を強化し，まん延防止に取り組む。

○　また，国において新たな対処方針等が示された場合は，必要に応じて見直しを行う。

（４）他地域との往来，イベント等の開催について

○　他地域との往来については，移動先の感染状況や都道府県が出す情報などを確認して，当該都道府県内のリスクが高い地域との往来や施設の利用は控え，とりわけ，当該都道府県が使用を制限している施設の利用は慎むことを要請するとともに，感染拡大のおそれがある場合には，必要に応じて，警戒強化の呼びかけ又は強い要請を行う。

○　イベント等の開催については，国の方針を参考に，開催規模要件（人数規模・収容率，飲食を伴わないこと等）等を設定し，その要件に沿った開催の要請を行うこととし，感染拡大のおそれがある場合には，必要に応じて，警戒強化の呼びかけ又はより強い要請を行う。

２　県民，事業者，行政が連携して取り組む重要事項：「広島積極ガード」

外出の自粛や休業の要請などの行動制限は，感染拡大防止の効果は非常に大きいが，一方で，社会的・経済的に大きな副作用を伴う。このため，行動制限を行う事態になる前に，県民，事業者，行政が，まさに一丸となって，感染拡大を最小限に抑えることが重要である。

行政は，徹底して早期に新規感染者を捕捉し，入院治療などの措置につなげ感染の連鎖を遮断していくこと，県民及び事業者は，基本に立ち返った感染防止策の徹底に取り組んでいく。

（１）迅速かつ適切な情報発信

○　「新型コロナウイルス感染症データサイト」により，新型コロナウイルス感染症に関する，感染状況，医療提供体制の状況及び地域の疫学的状況や医療状況に関するリスク評価等を随時情報発信し，県民が正確な情報を迅速に得て，現状やリスクを正しく理解できる環境を整える。

○　在留外国人等に対して，関係団体と連携して多言語・やさしい日本語での情報発信やＳＮＳ等も活用した情報提供を行うとともに，大学生等に対して，感染リスクを高める行動（会食や飲み会等）への注意を徹底し，リスクが高まる「５つの場面」等を改めて周知・啓発する。

○　また，季節の行事等についても注意を促す（各行事における注意点については，別紙２「２季節の行事等における注意点」のとおり）。

（２）「広島コロナお知らせＱＲ」のなどのデジタル技術の積極的な活用

施設などに掲示されているＱＲコードをスマートフォンなどで利用の都度読み取り，メールアドレスを登録した施設利用者に対して，感染者と同じ時間帯に同じ施設を利用したことが確認された場合に，感染者と接触した可能性があることを伝え，円滑にＰＣＲ検査を受けられるようにする。

○　事業者は，県民が安心・信頼して飲食店等の利用やイベントへ参加できるよう「広島コロナお知らせＱＲ」を積極的に導入し，読み込みを促進する。

○　県民は，感染者と接触した可能性があることを速やかに知ることができ，また，お知らせを受けた場合，連絡先を探す負担がなく，ＰＣＲ検査の申込みや受診ができることから，「広島コロナお知らせＱＲ」を積極的に利用する。

○　行政は，感染者の早期発見，ＰＣＲ検査の円滑な案内，積極的疫学調査の効率的な実施につなげるため，飲食店を中心に普及を図るとともに，「マスク，消毒，ＱＲ」の呼びかけなどにより，飲食店等の利用者に積極的な登録を働き掛ける。併せて，国の接触確認アプリ（ＣＯＣＯＡ）の導入を促進する。

（3）「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店」等の推進

県民が安心して店舗を利用できるように，店舗において自主的に実施している感染症対策を分かりやすく伝える「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店」の増加を図るとともに，店舗ごとの自主的な取組に委ねるだけでなく，感染症対策の取組状況を確認していく。

○ 行政は，関係団体と連携し，事業者に対して，感染防止のための業種別ガイドラインなどの周知，「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店」の普及，飲食店におけるアクリル板等のパーテーションの設置に対する支援などを進めるとともに，飲食店などを訪問し，感染症対策の取組状況を確認する。

○ 飲食関連事業者などは，ガイドラインなどに基づき，各店舗の実情に合った適切な感染防止対策を講じるとともに，「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店」として宣言するほか，適宜，ガイドラインの見直しを行う。

○ 一定水準以上の感染防止に取り組んでいる飲食店では，「広島積極ガード店」に登録する。

○ 県民は，飲食店などを利用する際には，感染防止策に積極的に取り組む「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店」，「広島積極ガード店」を利用する。

（4）医療機関及び高齢者施設等でのＰＣＲ検査の徹底

感染防止対策を徹底するとともに，発熱等の症状の有無に関わらず積極的，定期的なＰＣＲ検査を実施できる体制を整えることで，施設の安全性を確保する。

○ 医療機関は，検査機器の導入などにより，感染リスクの高い医療従事者を中心に検査を実施する。

○ 介護施設等の福祉施設は，重症化しやすい高齢者等，施設の従事者などを中心に検査を実施する。

（5）インフルエンザや花粉症に備えた新たな相談・受診体制

新型コロナウイルス感染症かどうか区別がつきにくい場合であっても，発熱等の症状，倦怠感などがあれば，しばらく様子を見ることなく，直ちに，身近な診療所などで受診して，検査を受けられるようにする。

○ 県民は，「風邪かな？」と思ったら，かかりつけ医か「積極ガードダイヤル（受診・相談センター）」に相談することで，「診療・検査医療機関」の早期受診と「受診控え」による健康上のリスクが高まることを回避できる。

○ 相談先の医療機関で対応できない場合は，診療・検査ができる他の医療機関を紹介するほか，相談する医療機関に迷う場合には，積極ガードダイヤル（受診・相談センター）が案内する。

○ 行政は，県民への周知を図るとともに，検体の円滑な集荷搬送や検体数の増加に対応できる検査体制の構築に取り組む。

（6）感染拡大の防止と積極的疫学調査の徹底

○ 感染拡大を防止するためには，上記（4），（5）の取組を通じて，徹底して早期に新規感染者を捕捉し，感染の連鎖を遮断する。感染者の積極的疫学調査においても，できるだけ広範囲に検査を実施することが感染の連鎖を遮断するためには必要である。

○ そのため，保健所設置市と情報共有を行い，積極的疫学調査で感染者の探索や潜在的な感染者の囲い込みを行うほか，必要な場合，ＰＣＲ検査の集中実施を行う。

○ また，早期の新規感染者の捕捉が遅れて，クラスターが発生した場合に備えて，対応する保健所等の支援体制を構築するとともに，感染者等への誹謗中傷や差別の防止を繰り返し呼びかけ，感染者等が調査に協力することに抵抗を感じない環境づくりを促進する。

【積極的疫学調査の徹底】

- 感染者と発症前１４日間など一定期間に同一空間に居た者を「接触者」として，また感染者と感染可能期間に同一空間にいた者を「濃厚接触者等」として「症状の有無を問わず検査対象とする」など，広範な調査を行い感染者の早期発見を推進する。
- 居場所が切り替わる場面である休憩室や喫煙室での感染が疑われる事例が確認されていることから，職場においては感染者と接触可能性のある従業員は幅広く検査の対象とする。飲食店において従業員が感染していた場合は，勤務時間帯の従業員や来店者は検査の対象とする。
- 広島コロナお知らせＱＲの通知メールを受け取った方には，積極的に検査を行う。
- 公表に関して，陽性と判明した後，速やかに，年齢，居住地，症状，入院等状況及び他事例との関係に絞り込んで公表することにより，個人情報を守秘することで，聞き取り調査の精度を上げつつ，調整に要する時間を短縮し，積極的疫学調査の効果を上げる。
- また，集団発生事例や不特定多数との接触が疑われる事例は，個別に詳細を公表し，また，感染拡大防止のために必要がある場合には，施設名等を含め積極的に公表を行うとともに，発生が続いている時期においては，定期的に発生状況について分析した結果を県が一括して公表する。

3　県民に対する要請（新型インフルエンザ等対策特別措置法第２４条第９項）

【基本的な感染防止の徹底】

ア　よく食べ・よく眠り・よく運動（体を動かす）など，健康を維持すること。また，予防接種や各種健診，その他，必要な通院は躊躇しないこと。

イ　「３つの密」の徹底的な回避，体調管理，マスク着用，手洗い・咳エチケット，人と人との距離確保等を徹底し，十分な換気や適度な保湿を行うこと。

ウ　在宅勤務，時差出勤，自転車・徒歩通勤などにより，通勤時の人との接触を減らすこと。

エ　発熱等の症状がある場合は，外出を控え，かかりつけ医や積極ガードダイヤル（受診・相談センター）に連絡し，身近な診療所などで受診すること。また，イベントへの参加や他の都道府県との往来を行わないこと。

※　家庭内における感染の防止については，別紙２「１　家庭内における感染防止の実践例」も参考に実践すること。

【積極ガードによる感染防止】

オ　会食などで飲食店などを利用する場合は，「広島積極ガード店」，「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店」，５(３)の物理的な対策等が導入されている店舗などを利用すること。

カ　「広島コロナお知らせＱＲ」を積極的な利用や接触確認アプリのインストールなど，デジタル技術を積極的に活用すること。

キ　これまで国内でクラスターが発生している施設において，５－（２）に基づく感染防止対策が実施されていない場合は，施設の利用を控えること。

ク　飲食店などにおいて大声で話したり，カラオケ，イベント，スポーツ観戦などで大声を出したりすることは控えること。

ケ　参加者及びその連絡先が把握できない状態での大人数での会食や飲み会は避け，飲酒を伴う会食は「少人数・短時間で」，「なるべく普段一緒にいる人と」，「深酒・はしご酒などは控え，適度な酒量で」行うこと。

コ　感染リスクが高まる「５つの場面」が具体的にどこにあるのかについて考え，注意力の低下や気の緩みなどによる感染リスクに注意すること。

【他地域との往来，イベント等に係る感染防止】

サ　移動先の感染状況や都道府県が出す情報などを確認して，当該都道府県内のリスクが高い地域との往来や施設の利用は控えること。とりわけ，当該都道府県が使用を制限している施設の利用は慎むこと。

　緊急事態措置等が実施されている地域との往来は，最大限，自粛すること。

　また，都道府県が住民に対して不要不急の外出自粛を要請している地域又は直近７日間の１０万人当たり新規陽性者数が１５人以上となっている地域との往来については，改めてその必要性を十分に検討し，慎重に判断すること。

シ　屋内外を問わず，密集状態等が発生する恐れのあるイベント等に参加しないこと。

【積極的疫学調査への協力】

ス　感染例が発生した場合には，まん延を防止する観点から，保健所が実施する積極的疫学調査に協力すること。

【誹謗中傷・差別の禁止】

セ　新型コロナウイルス感染症の罹患は誰にでも生じ得るものであり，誤った情報や不確かな情報に惑わされ，人権侵害につながることがないよう冷静に行動するとともに，感染者及びその家族，医療福祉関係者，外国人などに対して，絶対に誹謗・中傷・差別しないこと。

4　事業者に対する要請（新型インフルエンザ等対策特別措置法第２４条第９項）

【基本的な感染防止の徹底】

ア　「３つの密」の回避，発熱者等の事業所等への入場防止や，飛沫感染・接触感染防止等，人との距離の確保など，各職場にあった感染症防止対策を徹底すること。

イ　飲食関連事業者などにおいては，ガイドラインなどに基づき，各店舗の実情に合った適切な感染防止対策を徹底すること。

ウ　Ｗｅｂ会議，テレワークの積極的な活用など出勤者数の削減に取り組むこと。また，出勤した場合にも，座席間の距離をとることや従業員の執務オフィスの分散などを促すこと。

エ　出勤する従業員に対して，時差出勤，自転車・徒歩等による出勤を促すこと。

オ　従業員が体調不良を訴えた場合，休暇の取得と速やかな医療機関への受診を促すこと。

【積極ガードによる感染防止】

カ　飲食関連事業者などにおいては，感染防止対策を徹底した「広島積極ガード店」，「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店」として宣言すること。

キ　「広島コロナお知らせＱＲ」や接触確認アプリなどのデジタル技術を積極的に導入すること。特に飲食店においては，「広島コロナお知らせＱＲ」のＱＲコードを設置して利用者の登録を促すこと。

ク　従業員に対し，会食などで飲食店などを利用する場合は，「広島積極ガード店」，「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店」などの店舗を利用するよう促すこと。また，飲食店などにおいて大声で話したり，カラオケ，イベント，スポーツ観戦などで大声を出したりすることは控えるよう促すこと。

ケ　店舗や職場など，感染リスクが高まる「５つの場面」が具体的にどこにあるのかについて考え，業種別ガイドラインを確実に実践するとともに，十分な換気や適度な保湿を行うこと。

【他地域との往来，イベント等に係る感染防止】

コ　移動先の感染状況や都道府県が出す情報などを確認して，当該都道府県内のリスクが高い地域との往来や施設の利用は控えること。とりわけ，当該都道府県が使用を制限している施設の利用は慎むこと。

　緊急事態措置等が実施されている地域との往来は，最大限，自粛すること。

　また，都道府県が住民に対して不要不急の外出自粛を要請している地域又は直近７日間の１０万人当たり新規陽性者数が１５人以上となっている地域との往来については，改めてその必要性を十分に検討し，慎重に判断すること。

サ　別紙３「イベントの開催条件」に該当するものを除き，屋内外を問わず，大勢の者が参集し，密集状態等が発生する恐れのあるイベント等の開催を自粛すること。

【積極的疫学調査への協力】

シ　感染の恐れのある者を特定できない場合には，まん延を防止する観点から，施設名を自ら公表して利用者に検査や受診を呼びかけること等に協力すること。

（「新型コロナウイルス感染症が発生した場合における情報の公表について（補足）」（令和２年７月２８日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）に沿って，クラスターなど感染者が発生し，感染経路の追跡が困難な場合は，感染拡大防止の観点から店舗名を公表する。また，業種別ガイドラインによる感染防止策が適切に講じられていなかったことが感染の要因であると考えられるときは，その旨を公表して感染防止策の徹底を促す。）

5　催物の開催，施設の使用に係る協力要請（新型インフルエンザ等対策特別措置法第２４条第９項）

（１）イベントの開催条件

業種ごとに業界団体が策定した感染拡大防止ガイドラインの遵守や「感染防止対策」を講じることを前提に，参加人数（人数上限，収容率要件）を目安として，イベント等を開催することができる。なお，今後の感染状況等により，取扱を見直すことがあり得るので留意すること。

イベント等の人数上限，類型ごとの収容率要件などは，「別紙３」のとおりであるが，全国的な人の移動を伴うイベント又はイベント参加者が 1,000 人を超えるようなイベントの開催を予定する場合には，所定のチェックリストにより，県に事前相談すること。

また，当該イベントにおいてクラスターが確認された場合には，防止対策の実施状況について報告を求める。

（２）施設の使用条件

施設の使用にあたっては，「職域のための新型コロナウイルス感染症対策ガイド」の周知・徹底や産業保健職の活用などに努めること。

なお，これまでにクラスターが発生しているような施設については，業界団体が策定したガイドラインや県が策定した感染防止対策に加え，引き続き，次の取組への協力を要請する。

① 感染症患者が発生した場合に備え，施設利用者の利用状況及び連絡先の把握・管理をすること。

② 施設従事者及び利用者から感染症患者が発生した場合には，保健所が実施する積極的疫学調査に協力すること。

③ 感染の恐れのある者を特定できない場合には，まん延を防止する観点から，施設名を自ら公表して，利用者に検査や受診を呼びかけること等に協力すること。

（３）飲食店における感染防止対策の取組と財政支援

【飲食店における感染防止対策の取組】

３密の回避，発熱者等の事業所等への入場防止や飛沫感染・接触感染防止等，人との距離の確保など，「４　事業者に対する要請」に掲げる感染防止対策に取り組むこと。

また，施設等の従業員等のマスク着用を徹底するとともに，来店者・来訪者にもマスク着用を依頼すること。施設等の従業員等の安全を確保するためにも，マスク着用を拒む者の入店等を拒否すること。

飲食店等の施設の運営責任者は，飲食店等の施設において，次の感染防止対策を講じること（ここでいう飲食店には，接待を伴う飲食店（現行の風営法第２条第１項第１号に該当する営業を行う店舗）を含む。）。

① 飛沫感染防止対策

a　座席の３方をアクリル板やビニールカーテン等（以下，「アクリル板等」という。）のパーテーションで仕切るなど，隣席及び向かい合う人との飛沫感染防止のための物理的な仕切りを設けること

b　または，他者との間隔を必ず１メートル以上離すこと

c　もしくは，マスク会食を全利用者に徹底させ，マスクを外した状態では会話を控えさせること

② 換気による感染防止対策（マイクロ飛沫対策）

密閉な状態を作らないために，換気扇やサーキュレーターの活用とともに窓を開けるなどの換気を徹底すること。

③ 利用者への感染防止対策の徹底

飲食店利用者に対して飛沫感染防止対策を徹底させること。

【飲食店の感染防止対策に対する財政支援】

県は，飲食店が行うアクリル板等パーテーションの設置などに要する経費に対して支援を行うことにより，飛沫感染防止対策を強力に推進する。

1	○飲食店におけるパーテーション設置促進補助金（令和２年 12 月 10 日適用） ・アクリル板等のパーテーションに限定した追加の支援制度 ・補助限度額：１店舗当たり上限１０万円
2	○飲食店における新型コロナウイルス感染症予防対策事業費補助金 ・アクリル板等の設置など飛沫感染予防対策等に対する支援制度 ・補助限度額：１店舗当たり上限１０万円

6　施行期日

令和３年２月２２日から施行する。

改正の履歴

改正日	主な改正内容
改正日：令和２年５月２２日	５月３１日まで，移動の自粛やイベント開催の制限等を要請
改正日：令和２年５月２６日	５月２５日に緊急事態宣言が解除されたことに伴う改正
改正日：令和２年５月２９日	６月１８日まで，移動の自粛やイベント開催の制限等を要請
改正日：令和２年６月１８日	移動の自粛を解除し，７月９日までのイベント開催に係る人数上限を一部緩和
改正日：令和２年７月９日	７月３１日までのイベント開催に係る人数上限を一部緩和
改正日：令和２年７月３１日	飲食店におけるクラスター発生防止に向けた取り組みを記載し，「広島積極ガード宣言」を対処方針に位置づけ
改正日：令和２年８月３１日	警戒基準値を設定し，「広島コロナお知らせＱＲ」の活用・風邪症状がある場合の早期の検査・「新型コロナ対策取組宣言店」制度の推進に向けて取り組むことを記載
改正日：令和２年９月１５日	１１月末までのイベント開催に係る人数上限や収容率要件を緩和
改正日：令和２年１１月３０日	冬場を迎えるにあたり，感染防止策の徹底や体調不良時の早期受診の呼び掛けなどを記載

別紙１

感染拡大防止に向けたステージごとの主な対応 1/3

区分	ステージⅠ（感染散発）	ステージⅡ（感染漸増）	ステージⅢ（感染急増）	ステージⅣ（感染爆発）
感染状況（疫学的状況）	■感染者が散発的に発生	■クラスターが度々発生し，感染者がだんだんと増え，重症者が徐々に増加	■ステージⅡに比べ，クラスターが広範に多発するなど，感染者が急増	■大規模かつ深刻なクラスター連鎖が発生し，爆発的な感染拡大により，高齢者や高リスク者が大量に感染し，多くの重症者や死亡者が発生し始める。
（医療状況）	■医療提供体制に特段の支障がない。	■保健所などの公衆衛生体制の負荷も増大 ■一般医療も実施する中で，医療提供体制への負荷が蓄積しつつある。	■新型コロナウイルス感染症に対する医療提供体制の負荷がさらに高まる。 ■一般医療にも大きな支障が発生することを避けるための対応が必要	■公衆衛生体制及び医療提供体制が機能不全に陥ることを避けるための対応が必要
指標（めやす）		◇警戒基準値 ステージⅢに移行しないように対策を講じるめやす ①病床のひっ迫具合 （病床全体及び重症用病床のそれぞれについて） 最大確保病床(ピーク時に向けて確保しようとしている病床数)の占有率が1/5以上 ②人口10万人当たりの全療養者（入院者，自宅・宿泊療養者）数が6人以上 （換算値：約170人/日） ③新規報告数(直近1週間の人口10万人当たりの感染者数)が4人以上 （換算値：平均16人/日） ④直近1週間の感染者数が先週1週間より多い。 ⑤感染経路不明割合が50%	【ステージⅢへの移行めやす】 ①病床のひっ迫具合 （病床全体及び重症者用病床のそれぞれについて） ●最大確保病床(ピーク時に向けて確保しようとしている病床数)の占有率が1/5以上 ●現時点の確保病床数(追加確保の見込みがある病床を含む。)の占有率が1/4以上 ②人口10万人当たりの全療養者（入院者，自宅・宿泊療養者）数が15人以上 ③PCR陽性率が10% ④新規報告数(直近1週間の人口10万人当たりの感染者数)が15人以上 ⑤直近1週間の感染者数が先週1週間より多い。 ⑥感染経路不明割合が50%	【ステージⅣへの移行めやす】 ①病床のひっ迫具合 （病床全体及び重症者用病床のそれぞれについて） ●最大確保病床(ピーク時に向けて確保しようとしている病床数)の占有率が1/2以上 ②人口10万人当たりの全療養者（入院者，自宅・宿泊療養者）数が25人以上 ③PCR陽性率が10% ④新規報告数(直近1週間の人口10万人当たりの感染者数)が25人以上 ⑤直近1週間の感染者数が先週1週間より多い。 ⑥感染経路不明割合が50%

感染拡大防止に向けたステージごとの主な対応 2/3

区分	ステージⅠ（感染散発）	ステージⅡ（感染漸増）	ステージⅢ（感染急増）	ステージⅣ（感染爆発）

県民の皆様への要請

- 3密回避，体調管理，マスク着用，手洗い・咳エチケット，人との距離確保
- 「広島コロナお知らせQR」の積極的な利用，接触確認アプリのインストール

警戒基準値に達する場合の取組例
＜家庭での感染が多い場合＞
■風邪症状が出た場合の早期受診の徹底
■家庭内での体調チェックを実施
＜飲食店などでの感染が多い場合＞
■大声で話す・大声での応援などを控える。

■夜間や酒類を提供する飲食店への外出自粛
■飲食店における人数制限
■感染予防を徹底できない場合の感染が拡大している地域との県境を越えた移動の自粛

■外出の自粛
■県境を越えた移動の自粛
■集会の人数制限

事業者・企業への要請

- 感染防止のための業種別ガイドラインなどの順守徹底・適宜見直し
- Web会議・テレワークの活用，時差出勤，座席間距離確保，執務オフィス分散
- 「広島コロナお知らせQR」の積極的な導入，接触確認アプリの活用

警戒基準値に達する場合の取組例
＜職場での感染が多い場合＞
■検温，発熱者などの入場防止の徹底
■体調不良の従業員に休暇・受診を徹底
＜飲食店などでの感染が多い場合＞
■業界団体による感染防止普及活動

■ガイドラインを順守していない酒類提供を行う飲食店の休業
■イベント開催の見直し
■観光地施設などの入場制限
■飲食店における人数制限
■感染予防を徹底できない場合の感染が拡大している地域との県境を越えた出張の自粛

■生活必需品を取り扱う事業者などを除き，施設の使用制限
■観光地施設や公共施設の人数制限や閉鎖
■イベントの開催自粛
■学校の休校
■出張の自粛，出勤をできるだけ回避

感染拡大防止に向けたステージごとの主な対応 3/3

区分	ステージⅠ（感染散発）	ステージⅡ（感染漸増）	ステージⅢ（感染急増）	ステージⅣ（感染爆発）

行政の取組

＜感染者の早期発見＞
■積極的疫学調査の実施　■身近な医療機関での検体採取の実施　■風邪症状時での検査実施
■検査対象とする接触者の拡大　■「広島コロナお知らせQR」の普及

＜情報分析＞
■感染経路・要因の分析　■クラスター発生状況の分析　■分析に基づく対策強化

＜感染拡大に備えた医療体制の整備＞
■感染者のための入院病床の確保，軽症者・無症状者用の宿泊療養施設の確保
■検査機器の整備などによる検査能力の拡大　■医療資機材の確保，機材を扱う人材の確保
■医療従事者などに対する支援　■感染症医療支援チーム及びDMAT・DPATの派遣支援

＜保健所の体制強化＞
■人的応援体制の整備

＜感染予防・拡大防止＞
■ガイドラインの提示　■「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店」の拡大　■宣言内容の確認・助言
■明確なメッセージ発信　■相談のためのコールセンターの設置

警戒基準値に達する場合の取組例
■県民・事業者への警戒強化の呼び掛け
■感染が増加している要因を分析し，発生状況などを基に，対象を絞った対策を実施
■感染拡大業種・地域などを対象とした検査実施
■感染拡大地域でのキャラバン隊の巡回

■休業要請を行った場合の事業者支援

■宿泊療養により難い場合における軽症者・無症状者で重症化リスクの低い人に対する自宅療養の実施

■重症化リスクの高い発症者を優先的に対応
■臨時の医療施設の運用・追加

別紙２

1　家庭内における感染防止の実践例

【換気，湿度】
・こまめに換気をしましょう。（１時間ごとに５～１０分又は常時窓を少し開けておく）
　台所や洗面所などの換気扇を常時運転することでも，最小限の換気量は確保できます。
・18℃を目安に室温が下がらないよう暖房器具を利用しながら，窓を少し開けましょう。
　暖房器具の近くの窓を開けると，入ってくる冷気が温められるので，室温低下を防ぐことができます。
・湿度の管理をしましょう。（加湿器を使った保湿を。目安は 50～60%）

【家に帰ったら】
・うがい，水と石鹸で 30 秒以上手を洗いましょう。
・手指消毒は，15 秒以上かけて手に擦り込む（指先や手首も）ようにしましょう。
・使用した不織布マスクは，部屋に入る前に捨てましょう。
・衣服も，すぐに着替えましょう。

【食事】
・食事の前には，手洗い・消毒をしましょう。
・できれば，時間をずらす，真正面は避ける，テーブルを別にするなど，工夫しましょう。
・食事は短時間で会話を控えましょう。
・料理は，大皿は避け，個々に盛り付けましょう。
・取箸は使い回さずに最初に取り分けましょう。
・食器や箸，スプーンなどの共用は避けましょう。
・普段，会わない人との会食は避けましょう。

【広げない】
・共有部分（トイレ，ドアノブ，電気スイッチなど）を１日１回以上，消毒しましょう。
・トイレ，キッチン，洗面所でのタオルの共用を避けましょう。（ペーパータオルの活用）
・歯ブラシは個別に保管しましょう。コップは別々のものを使いましょう。
・トイレでは，蓋を閉めてから水を流しましょう。

【消毒，手洗い】
・拭き終わった雑巾は，パタパタさせず静かに内側に包み込みましょう。
・拭き掃除は，一方向に行いましょう。
・アルコール消毒の場合，乾いた雑巾を使いましょう。（濡れ雑巾は濃度低下）
・帰宅時，出社/退社時，食事の前，トイレの後は，手洗い・消毒をしましょう。
・携帯電話やスマートフォンは，家に帰ったら除菌シートなどで拭きましょう。
・動物との過度な接触は控え，普段から動物に接触した後は，手洗い・消毒をしましょう。
・トイレが汚れた場合には，市販されている家庭用漂白剤等，またはアルコールできれいに拭きましょう。
・ゴミは密閉して捨てましょう。

【健康管理など】
・毎朝の体温測定，健康チェックをしましょう。
・発症した時のため，誰とどこで会ったかをメモしておきましょう。
・体調が悪い家族がいるときは，家族全員がマスクを着用しましょう。（乳幼児，特に２歳未満は推奨されません。）また，迷わず，かかりつけ医又は積極ガードダイヤルに連絡しましょう。
・接触確認アプリ，広島コロナお知らせＱＲを活用しましょう。
・買い物は，できるだけまとめて行うようにして，外出機会を減らしましょう。
・面会の代わりにスマートフォン等を活用して，リモートで交流を保ちましょう。

【家族に発熱，咳などの症状が出たら】
・迷わず受診をしましょう　～かかりつけ医又は積極ガードダイヤル
・部屋を分け，個室にし，食事や寝る時も別室としましょう。
・定期的に換気し，共有スペースや他の部屋も窓を開け，換気をしましょう。
・ご本人は，極力部屋から出ないようにしましょう。
　トイレ，バスルームなど共有スペースの利用は最小限に。
・お世話はできるだけ限られた方で行いましょう。
・こまめに手洗い，アルコール消毒をしましょう。
・手で触れる共有部分を消毒しましょう。
・使用したマスクは他の部屋に持ち出さないようにしましょう。
・マスクの表面には手を触れず，外した後は必ず石鹸で手を洗うか，アルコール消毒をしましょう。
・汚れた衣服や，リネンは，手袋とマスクをつけ，一般的な家庭用洗剤で洗濯し，完全に乾かしてください。
・ごみは密閉して捨てましょう。
・家族の方も仕事や外出は避け，毎日の健康観察を行いましょう。

2　季節の行事等における注意点

区分	行事例	注意点
密閉・密集・密接を伴うもの	入学式，入社式，成人式，卒業式など	・マスク，換気などの感染防止を徹底 ・人と人との間隔を十分確保
大人数での飲食を伴うもの	花見，歓送迎会，納涼会，クリスマスパーティ，忘年会，新年会，謝恩会，花火大会や初詣等の前後における飲食の場など	・飲食を伴わない開催を検討 ・飲食を伴う場合は，会話の際は必ずマスクを着用し，正面や真横を避けて座る ・屋内で開催する場合は，パーテーションの設置など感染防止対策が徹底されている「積極ガード店」などを利用
他地域との往来を伴うもの	大型連休を利用した旅行，お盆や年末年始等における帰省，卒業旅行など	・感染リスクの高い地域への旅行（帰省）は控える ・なるべく混雑しない時間帯に，家族やいつもの仲間で行動

別紙３

イベントの開催条件

業種ごとに業界団体が策定した感染拡大防止ガイドラインを順守することや後記「感染防止対策」を講じることを前提に，次の参加人数をめやすとして，イベントを開催することができる。

ア　参加人数

次の人数上限及び収容率要件による人数のいずれか少ない方を限度とする。

（ア）人数上限

a　収容定員が設定されている場合

５，０００人又は収容定員の５０％のいずれか多い方を上限とする。

（この場合，収容定員が１０，０００人以下の場合は５，０００人となり，収容定員が１０，０００人を超える場合は収容定員の５０％となる。）

b　収容定員が設定されていない場合

次の「収容率要件」a，bにおける「収容定員が設定されていない場合」の例による。

（イ）収容率要件

a　大声での歓声，声援などが想定されない場合

収容率の上限を１００％とする。具体例は次のとおりである。

（a）参加者の位置が固定され，入退場や区域内の適切な行動確保ができる場合

収容定員までの参加人数とする。

（b）参加者が自由に移動できるものの，入退場や区域内の適切な行動確保ができる場合

・　収容定員が設定されている場合は，収容定員までの参加人数とする。

・　収容定員が設定されていない場合は，密集・密接が発生しない程度の間隔（最低限，人と人とが接触しない程度の間隔）を空けることとする。

なお，参加者が自由に移動でき，かつ，入退場や区域内の適切な行動確保ができない場合は，後記「祭りなどの行事の開催について」によることとする。

【大声での歓声，声援などが想定されないイベントの例】

音楽	クラシック音楽，歌劇，合唱，ジャズ，吹奏楽，民族音楽，歌謡曲などのコンサート
演劇等	現代演劇，児童演劇，人形劇，ミュージカル，読み聞かせ，手話パフォーマンスなど
舞踊	バレエ，現代舞踊，民族舞踊など
伝統芸能	雅楽，能楽，文楽・人形浄瑠璃，歌舞伎，組踊，邦舞など
芸能・演芸	講談，落語，浪曲，漫談，漫才，奇術など
講演・式典	各種講演会，説明会，ワークショップ，各種教室，行政主催イベントなど
展示会	各種展示会，商談会，各種ショー

b　大声での歓声，声援などが想定される場合

収容率は，次の具体例のとおりとする。

（a）参加者の位置が固定され，入退場や区域内の適切な行動確保ができる場合

異なるグループ又は個人間では，座席を一席は空けることとしつつ，同一グループ（５人以内に限る。）内では座席などの間隔を設けなくてもよい。この場合，参加人数は，収容定員の５０％を超えることもありうる。

（b）参加者が自由に移動できるものの，入退場や区域内の適切な行動確保ができる場合

・　収容定員が設定されている場合は，収容定員の５０％までの参加人数とする。

・　収容定員が設定されていない場合は，十分な人と人との間隔（１ｍ）を空けることとする。

なお，参加者が自由に移動でき，かつ，入退場や区域内の適切な行動確保ができない場合は，後記「祭りなどの行事の開催について」によることとする。

【大声での歓声，声援などが想定されるイベントの例】

音楽	ロックコンサート，ポップコンサートなど
スポーツイベント	サッカー，野球，大相撲など
公営競技	競馬，競輪，競艇，オートレースなど
公演	キャラクターショーなど
ライブハウス・ナイトクラブ	ライブハウス・ナイトクラブにおける各種イベント

イ　感染防止対策

（ア）消毒の徹底等

出入口，トイレなどでの手指消毒，施設内のこまめな消毒，手洗いの奨励など

（イ）マスク常時着用の担保

マスク着用状況を確認し，マスクを持参していない人がいた場合は主催者側で配付など

（ウ）飲食の制限

飲食用に感染防止対策を行ったエリア以外での飲食の制限，休憩時間中及びイベント前後の食事等による感染防止の徹底など

（エ）有症状者の出演，入場などを確実に防止

検温を実施し，発熱などの症状がある場合は，イベントへの参加を控えてもらうようにする。入場を断った際の料金払い戻し措置を規定する。有症状の出演者などは，出演・練習を控えるなど

（オ）参加者の把握

事前予約時又は入場時の参加者連絡先の把握，接触確認アプリや「広島コロナお知らせＱＲ」の積極的活用，ＱＲコードを入口に掲示すること等具体的な促進措置の導入など

（カ）大声を出さないことの担保

大声を出す人がいた場合，個別に注意・対応できるようにする。スポーツイベントなどでは，鳴り物の使用を禁止し，個別に注意・対応できるようにするなど

（キ）３密の回避

こまめな換気，入退場や休憩時間のロビー・トイレなどでの密集回避（時間差入退場，人員の配置，導線の確保など），休憩時間中やイベント前後の食事などでの感染防止の徹底，入場口・トイレ・売店などでの密集が回避できない場合は，その収容能力に応じて人数上限などを下回る制限の実施など

（ク）演者と観客間の接触・飛沫感染リスクの排除

演者，選手などと観客がイベント前後や休憩時間などに接触しないよう確実な措置を講じるとともに，接触が防止できないおそれがある場合は開催を見合わせる。演者が歌唱な

どを行う場合には，舞台から観客まで一定の距離を確保（最低２ｍ）など

（ケ）交通機関，イベント後の打ち上げなどにおける３密の回避

イベント前後の公共交通機関，飲食店などでの密集を回避するため，交通機関，飲食店などの分散利用について注意喚起など

（コ）ガイドラインを遵守する旨の公表

業種別ガイドラインに従った取組を行う旨をＨＰ等で公表するなど

ウ　飲食の取扱いについて

飲食を伴うイベントについては，ア（イ）収容率要件のａ「大声での歓声，声援などが想定されない場合」には該当しないものとして取り扱うが，必要な感染防止対策に加え，以下の条件がすべて担保される場合に限り，イベント中の飲食を伴っても「大声での歓声，声援などが想定されない場合」として取り扱う。

（ア）食事時以外のマスク着用厳守

入場時の確認，必要に応じたマスクの配布・販売，イベント前の周知，イベント中の適切な監視体制の構築など

（イ）会話が想定される場合の飲食禁止

発声が想定される場面，会話があり得る場面での飲食禁止の徹底など

（ウ）十分な換気

二酸化炭素濃度 1000ppm 以下かつ測定機器等で当該基準の順守が確認できること，機械換気設備による換気量が３０㎥/時/人以上に設定されており実際に確保されていることなど（野外の場合は確認を要しない）

（エ）連絡先の把握

可能な限り事前予約制又は入場時の連絡先の把握，「広島コロナお知らせＱＲ」のＱＲコードの入口への掲示等通知サービス導入に向けた具体的措置の徹底など

（オ）食事時間の短縮

食事時間短縮のための措置を講じるよう努めることなど

エ　祭りなどの行事の開催について

祭り，花火大会，野外フェスティバルなどについては，全国的又は広域的な人の移動が見込まれるものや参加者の把握が困難なものについては，中止を含めて慎重に検討・判断する。

イベントを開催する場合は，十分な人と人との間隔（１ｍ）を設けることとし，当該間隔の維持が困難な場合は，開催について慎重に判断する。

具体的には，次の条件を満たす場合「十分な人と人との間隔を設ける」ことができるものとみなす。

（ア）身体的距離の確保

移動時の適切な対人距離の確保（誘導人員の配置等），区画あたりの人数制限，ビニールシート等を用いた適切な対人距離の確保など

（イ）密集の回避

定点カメラ等による混雑状況のモニタリングと発信を行う，誘導人員の配置，時差・分散

措置を講じた入退場の実施など

（ウ）飲食制限

飲食用に感染防止対策を行ったエリア以外での飲食の制限，休憩時間中及びイベント前後の食事等による感染防止の徹底など

（エ）大声を出さないことの担保

大声を出す人がいた場合，個別に注意・対応できるようにするなど

（オ）イベント前後の行動管理

イベント前後の感染防止の注意喚起，予約システム等の活用による分散利用の促進など

（カ）連絡先の把握

可能な限り事前予約制又は入場時の連絡先の把握，「広島コロナお知らせＱＲ」のＱＲコードの入口への掲示等通知サービス導入に向けた具体的措置の徹底など

オ　事前相談

全国的な人の移動を伴うイベント又はイベント参加者が１，０００人を超えるようなイベントの開催を予定する場合には，そのイベントの開催要件等について県に事前相談すること。

感染リスクが高まる「５つの場面」

場面① 飲酒を伴う懇親会等

- 飲酒の影響で気分が高揚すると同時に注意力が低下する。また、聴覚が鈍麻し、大きな声になりやすい。
- 特に敷居などで区切られている狭い空間に、長時間、大人数が滞在すると、感染リスクが高まる。
- また、回し飲みや箸などの共用が感染のリスクを高める。

場面② 大人数や長時間におよぶ飲食

- 長時間におよぶ飲食、接待を伴う飲食、深夜のはしご酒では、短時間の食事に比べて、感染リスクが高まる。
- 大人数、例えば５人以上の飲食では、大声になり飛沫が飛びやすくなるため、感染リスクが高まる。

場面③ マスクなしでの会話

- マスクなしに近距離で会話をすることで、飛沫感染やマイクロ飛沫感染での感染リスクが高まる。
- マスクなしでの感染例としては、昼カラオケなどでの事例が確認されている。
- 車やバスで移動する際の車中でも注意が必要。

場面④ 狭い空間での共同生活

- 狭い空間での共同生活は、長時間にわたり閉鎖空間が共有されるため、感染リスクが高まる。
- 寮の部屋やトイレなどの共用部分での感染が疑われる事例が報告されている。

場面⑤ 居場所の切り替わり

- 仕事での休憩時間に入った時など、居場所が切り替わると、気の緩みや環境の変化により、感染リスクが高まることがある。
- 休憩室、喫煙所、更衣室での感染が疑われる事例が確認されている。

寒冷な場面における新型コロナ感染防止等のポイント

『5つの場面』
場面１：飲酒を伴う懇親会
場面２：大人数や長時間におよぶ飲食
場面３：マスクなしでの会話
場面４：狭い空間での共同生活
場面５：居場所の切り替わり

１．基本的な感染防止対策の実施
　○マスクを着用
　　（ウイルスを移さない）
　○人と人の距離を確保
　　（１ｍを目安に）
　○「5つの場面」「感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫」を参考に
　○3密を避ける、大声を出さない

２．寒い環境でも換気の実施
　○機械換気による常時換気を
　　（強制的に換気を行うもので2003年7月以降は住宅にも設置。）
　○機械換気が設置されていない場合は、室温が下がらない範囲で
　　常時窓開け（窓を少し開け、室温は18℃以上を目安！）
　　また、連続した部屋等を用いた2段階の換気やHEPAフィルター付きの空気清浄機の使用も考えられる
　　（例：使用していない部屋の窓を大きく開ける）
　○飲食店等で可能な場合は、CO2センサーを設置し、二酸化炭素濃度をモニターし、適切な換気により
　　1000ppm以下（*）を維持
　　*機械換気の場合。窓開け換気の場合は目安。

CO2センサー

３．適度な保湿（湿度40%以上を目安）
　○換気しながら加湿を
　　（加湿器使用や洗濯物の室内干し）
　○こまめな拭き掃除を

社会体育施設の再開に向けた感染拡大予防ガイドライン

令和２年５月１４日
（改訂）令和２年５月２５日
（改訂）令和２年９月２９日
（改訂）令和３年２月１７日
スポーツ庁

1　はじめに

令和２年５月４日に第 33 回新型コロナウイルス感染症対策本部が開催され、同本部において改正された「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（以下「基本的対処方針」という。）においては、同日に公表された、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議（以下「専門家会議」という。）「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」も踏まえ、事業者及び関係団体は、今後の持続的な対策を見据え、同年５月４日開催の専門家会議の提言を参考に、業種や施設の種別ごとにガイドラインを作成するなど、自主的な感染防止のための取組を進めることが求められています。

本ガイドラインは、基本的対処方針を受けて、社会体育施設を再開するに当たっての基準や、再開後の感染拡大予防のための留意点について、専門家会議の提言等を参考にして、まとめたものです。

なお、社会体育施設の再開に際しての新型コロナウイルス感染症への感染を防止するための方策については、必ずしも十分な科学的な知見が集積されている訳ではありません。このため、本ガイドラインは、現段階で得られている知見等に基づき作成しています。今後の知見の集積及び各地域の感染状況を踏まえて、逐次見直すことがあり得ることに御留意をお願いします。

また、同年５月 14 日付けで公益財団法人日本スポーツ協会・公益財団法人日本障がい者スポーツ協会が策定した「スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」においては、各スポーツ団体が同ガイドラインに従ってスポーツ活動を行うこと、特に中央競技団体が、必要に応じ、同ガイドラインを参考に、特性に応じた各競技別のガイドラインの作成に取り組むことが求められております。さらに、事業者及び関係団体が作成している業種別ガイドラインの中には、社会体育施設に関係する内容が示されているものがあります。そのため、各社会体育施設の用途に応じ、これらのガイドラインについても御留意をお願いします。

2　社会体育施設の再開に当たっての基本的考え方について

社会体育施設（以下「施設」という。）の再開に当たっては、基本的対処方針、専門家会議提言等に基づき、以下のとおり対応することが適当です。

なお、当該施設が立地する都道府県の方針に従うことが大前提であり、再開の判断に迷われた際は、施設が所在する都道府県の衛生部局等への御相談をお願いします。

（1）特定警戒都道府県

○　感染の拡大につながるおそれのある施設については、引き続き、都道府県知事からの使用制限の要請等に基づき、適切に対応することが求められます。

○　その際、これまでの対策に係る施設の種別ごとの効果やリスクの態様、対策が長く続くことによる社会経済や住民の生活・健康等への影響について留意して対応することが必要です。

○　例えば、屋外の施設を閉鎖している場合、住民の健康的な生活を維持するため、人が密集しないことなど感染防止策を講じることを前提に、開放することが考えられます。

○　なお、屋外の施設であっても、それに付属するロッカールームやクラブハウス等の屋内の施設や密な状態となっている観客席等は、感染リスクが比較的高いと考えられ、これらの場所における人と人との接触を避けるための工夫や、懇談会や食事会等を原則控えることなどを含む徹底した感染防止対策を実施することが求められます。

（2）特定警戒都道府県以外の特定都道府県

○　これまでにクラスターが発生した主な施設類型として挙げられている「スポーツジム、スポーツ教室等の屋内運動施設」や「三つの密」（※）が発生しやすい施設については、地域の感染状況等を踏まえ、引き続き、都道府県知事からの使用制限の要請等に基づき、適切に対応することが求められます。

（※）これまで集団感染が確認された場に共通する「①換気の悪い密閉空間、②人が密集している、③近距離での会話や発声が行われる」という３つの条件。また、これ以外の場であっても、人混みや近距離での会話、特に大きな声を出すことや歌うことにはリスクが存在すると考えられる。激しい呼気や大きな声を伴う運動についても感染リスクがある可能性が指摘されている。

○　一方で、これまでクラスターの発生が見られず、「三つの密」を回避できる施設については、必要に応じて、入場者の制限や誘導、手指の消毒設備の設置、マスクの着用等の要請を行うこと、「三つの密」を徹底的に避けること、室内の換気や人と人との距離を適切にとること、基本的な感染防止対策の徹底等を行うことを前提として、都道府県知事からの使用制限の要請等の解除や緩和を踏まえ、施設を再開することが考えられます。

（3）緊急事態措置の対象とならない都道府県

○　屋外の施設、屋内においても利用者が特定された施設などについては、各都道府県知事の使用制限の方針に反しない形であれば、適切な感染防止対策（後述「3

社会体育施設の再開時の感染防止策について」参照）を講じた上で、それらのリスクの判断を行い、感染拡大のリスクの低い施設の再開については注意をしながら実施することができます。また、その場合であっても、当面の間、急激な感染拡大への備えと、「三つの密」を徹底的に回避するための対策をとることは必要になります。

3　社会体育施設の再開時の感染防止策について

社会体育施設の再開時の感染防止策について、基本的対処方針、専門家会議提言等に基づき、利用者が施設を安全・安心に利用できるよう、都道府県知事の方針に反しないことを前提として、施設管理者が、その運営に当たり留意すべき事項を取りまとめたものです。

施設管理者は、以下の内容を踏まえつつ、各施設の特性を勘案して、感染防止のため施設管理者自らが実施すべき事項や利用者が遵守すべき事項を予め整理することが求められます。また、各事項については、チェックリスト化（※）し、施設内の適切な場所（管理事務所や各施設の入口等）に掲示するとともに、各事項がきちんと遵守されているか施設内を定期的に巡回・確認することにより、施設管理者だけでなく、利用者を含む関係者全員が感染防止のために取り組むことが必要です。なお、各事項の整理に当たっては、令和２年５月４日開催の専門家会議提言の別添において示された「新しい生活様式」の実践例、同年 10 月 23 日開催の新型コロナウイルス感染症対策分科会の提言において示された「感染リスクが高まる『５つの場面』と『感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫』」、並びに「緊急事態宣言に伴う催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」（令和３年２月４日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡）内の各別紙において示されたイベント開催時の必要な感染防止策等も参照してください。また、障がい者や高齢者など利用者の特性にも配慮する必要があります。

（※）チェックリスト（施設管理者及び利用者向け）のサンプルを添付しております（別添１、２）。各施設や競技の特性等を勘案して、感染拡大防止のための必要な取組を適宜盛り込んでいただきますようお願いします。

（１）施設の予約受付時の対応

施設管理者は、施設の予約受付に際し、感染拡大の防止のために利用者が遵守すべき事項を明確にして、協力を求めることが必要です。また、これを遵守できない利用者には、他の利用者の安全を確保する等の観点から、施設の予約を取り消したり、途中退場を求めたりすることがあり得ることを周知することが必要です。さらに、施設を利用した全国的又は大規模なイベントの開催が見込まれる場合は、事前にイベント主催者に感染リスクへの対応状況を確認し、感染リスクへの対応が整わない場合は、利用許可しないなど、慎重な対応をとることが必要です。

特に、全国的な移動を伴うイベント又はイベント参加者が 1,000 人を超えるよう

なイベントの開催が見込まれる場合には、そのイベントの開催要件等について、施設管理者又はイベント主催者から各都道府県に事前相談をすることが必要です。なお、イベント主催者から都道府県に事前相談をすることとした場合、施設管理者は予約時等においてイベント主催者が都道府県と事前相談し承諾を得ていることを確認する必要があります。

また、「11 月末までの催物の開催制限等について」（令和２年９月 11 日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡）に基づき収容率及び人数制限の緩和を適用する場合（※）は、同事務連絡の別紙３「収容率及び人数上限の緩和を適用する場合の条件について」及び別紙４「感染防止のチェックリスト」に示された取組について、イベント主催者及び施設管理者の双方が本ガイドライン及び関係する業種別ガイドラインにより確実に担保し、かつ、双方において本ガイドライン及び関係する業種別ガイドラインに従った取組を行う旨をホームページでの公表又は施設内への掲示等を行うことが必要です。

（※）収容率については、大声での歓声・声援等がないことを前提としうるイベントについて、必要な感染防止策が担保される場合には、100%以内とする。その場合、次のいずれにも該当する必要がある。

①これまでの当該出演者・出演団体の開催実績において観客が大声での歓声・声援等を発し、又は歌唱する等の実態がみられないもの（開催実績がない場合、類似のイベントに照らし、観客が大声での歓声・声援等を発し、又は歌唱することが見込まれないもの）。

②これまでの開催実績を踏まえ、マスクの着用を含め、個別の参加者に対して感染防止対策の徹底が行われうるもの。

③発声する演者と観客間の距離が適切に保たれている等、感染対策等が感染拡大予防ガイドラインに盛り込まれ、それに則った感染防止対策が実施されるもの。

大声での歓声・声援等が想定されるイベントについては、50%以内とする。

また、人数上限については、収容人数が 10,000 人を超える場合、収容人数の 50%とする。収容人数が 10,000 人以下の場合、5,000 人とする。

なお、特定都道府県においては、「緊急事態宣言に伴う催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」（令和３年２月４日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡）に基づき、イベントの開催制限、施設の使用制限が以下のとおり実施されている。今後も引き続き内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長より各都道府県知事宛に示される、最新の情報に留意する必要がある。

①イベントの開催制限については、人数上限 5,000 人以下、かつ、屋内にあっては収容率 50%以下、屋外にあっては人と人との距離を十分に確保できること（できるだけ２m）とすること。また、20 時までの営業時間短縮（酒類の提供は 11 時から 19 時まで）を働きかけること。なお、無観客で開催されるイベントについては営業時間短縮の働きかけの対象とする必要はない。

②施設の使用制限については、20 時までの営業時間短縮（酒類の提供は 11 時から 19 時まで）や、人数上限 5,000 人、かつ、収容率要件 50%以下とすることを働きかけること。

なお、施設管理者が利用者に求める感染拡大防止のための措置としては、以下のものが挙げられます。

① 以下の事項に該当する場合は、自主的に利用を見合わせること（利用当日に書面で確認を行う。）。

ア 体調がよくない場合（例：発熱・咳・咽頭痛などの症状がある場合）

イ 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合

ウ 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合

② マスクを持参すること（受付時や着替え時等のスポーツを行っていない際や会話をする際にはマスクを着用すること）。

③ こまめな手洗い、アルコール等による手指消毒を実施すること。

④ 他の利用者、施設管理者スタッフ等との距離（できるだけ２m以上）を確保すること。（障がい者の誘導や介助を行う場合を除く。）

⑤ 利用中に大きな声で会話、応援等をしないこと。

⑥ 感染防止のために施設管理者が決めたその他の措置の遵守、施設管理者の指示に従うこと。

⑦ 利用終了後２週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、施設管理者に対して速やかに濃厚接触者の有無等について報告すること。

（２）当日の利用受付時の留意事項

施設管理者は、利用当日の受付時に利用者が密になることへの防止や、安全に受付を実施するため、以下に配慮して受付事務を行うことが必要です。

① 受付窓口には、手指消毒剤を設置すること。

② 発熱や軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある人は入場しないように呼び掛けること。（状況によっては、発熱者を体温計などで特定し入場を制限することも考えられる。また、入場を制限された者がすでに利用料等を支払っている場合に払い戻すことが可能なよう規定を設けることも考えられる。）特に、イベントが開催される場合は、入場時の検温を行い、有症状を理由に入場を制限した際の払い戻し措置等により、有症状者の入場を確実に防止する措置を講じること（※）。

（※）以下の２点を前提として、払い戻し措置を講じないことも可能。

・発熱者・有症状者の入場は断る等のルールについてイベント開催前に明確に規定する。

・当該規定内容の周知がイベント開催までの間に十分に図られる。

③ 人と人が対面する場所は、換気を徹底するとともに、アクリル板、透明ビニールカーテンなどで遮蔽すること（※）。

（※）飛沫防止用のシートについては、以下の点に留意すること。

・火気使用設備・器具、白熱電球等の熱源となるものの近くには原則設置しないようにすること。ただし、これらの近くに設置することが感染予防対策上必要な場合にあっては、

燃えにくい素材（難燃性、不燃性、防炎製品など）を使用すること。

・同じ素材であれば、薄いフィルム状のものに比べて板状のものの方が防火上望ましいこと。

・不明の点があれば、最寄りの消防署に相談すること。

④ 利用者が距離をおいて（できるだけ２ｍを目安に（最低１ｍ））並べるように目印の設置等を行うこと。

⑤ 受付を行うスタッフには、マスク（※）を着用させること。

（※）聴覚障害を持つ方への対応をする場合等は、フェイスシールド等の着用も考えられる。

⑥ インターネットやスマートフォンを使った電子的な受付の一層の普及を図り、受付場所での書面の記入や現金の授受等を避けるようにすること。

⑦ 利用者が密な状態になるおそれがある場合は、入場制限を行うこと。

⑧ 施設の利用前に、利用者に接触確認アプリ（ＣＯＣＯＡ）（※）や各地域の通知サービスの活用を促すこと。

（※）ＣＯＣＯＡを入れている場合は、電源をonにした上でBluetoothを有効にすること。

（３）利用者への要求事項

１）体調の確認

施設管理者は、利用当日に、利用者から以下の事項を記載した書面の提出を求めることが必要です。なお、利用者が団体やイベント主催者の場合は、代表者に参加者全員の情報を取りまとめて保管してもらい、代表者の連絡先等のみ提出してもらうことが考えられます。また、その際、体温や利用前２週間の体調等については、入場の際に体温計で確認したり、口頭で確認したりする方法とすることも考えられます。

① 氏名、年齢、住所、連絡先（電話番号）※個人情報の取扱いに十分注意する。また、これらの事項は、事前予約時に登録を求めることも考えられる。

② 利用当日の体温

③ 利用前２週間における以下の事項の有無

ア 平熱を超える発熱

イ 咳（せき）、のどの痛みなど風邪の症状

ウ だるさ（倦怠（けんたい）感）、息苦しさ（呼吸困難）

エ 嗅覚や味覚の異常

オ 体が重く感じる、疲れやすい等

カ 新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触の有無

キ 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合

ク 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合

２）マスク等の準備

施設管理者は、利用者がマスクを準備しているか確認することが必要です。

感染リスクが高まる「５つの場面」には「マスクなしでの会話」が含まれていることからも、受付、着替え、表彰式等の運動・スポーツを行っていない間、特に会話する時には、マスクの着用を求めることが考えられます。観客のマスクの着用については、「（４）施設管理者が準備等すべき事項　５）観客の管理」を参照してください。

一方、運動・スポーツ中のマスクの着用は利用者等の判断によるもの（※）とするものの、運動強度が高いと考えられる運動・スポーツについては、マスクを着用することにより十分な呼吸ができずに人体に悪影響を与える可能性があることを踏まえ、屋外で人と十分な距離（少なくとも２ｍ以上）を確保できる場合には、マスクを外すよう呼び掛けることが必要です。

また、気温・湿度が高い中でマスクを着用する際も、熱中症のリスクが高くなるおそれがありますので、屋外で人と十分な距離（少なくとも２ｍ以上）を確保できる場合には、マスクを外すよう呼び掛けることが必要です。厚生労働省から「『新しい生活様式』における熱中症予防行動のポイント」が示されておりますので、そちらも参考にしてください。

なお、上記の事情等により、マスクを着用しない場合は、会話を控え、咳エチケットを徹底するように注意を促すことが必要です。

（※）マスクを着用して運動やスポーツを行った場合、十分な呼吸ができず人体に悪影響を及ぼす可能性があることや、熱拡散が妨げられることで熱中症のリスクが高くなることを周知すること。また、息苦しさを感じた時はすぐにマスクを外すことや休憩を取る等、無理をしないことについても周知すること。

３）施設利用前後の留意事項

利用者である個人や団体は、施設利用前後のミーティング等においても、三つの密を避けること、会話時にマスクを着用するなどの感染対策に十分に配慮することが求められます。特に感染リスクが高まる「５つの場面」には、「飲酒を伴う懇親会等」や、「大人数や長時間におよぶ飲食」が含まれているので、施設利用前後での懇親会等の開催は控えることが推奨されます。また、公共交通機関や飲食店等を利用する場合は、分散利用することが求められます。

（４）施設管理者が準備等すべき事項

１）手洗い場所

施設管理者は、利用者が施設を利用している間に手洗いをこまめに行えるよう、以下に配慮して手洗い場所を確保することが必要です。

① 手洗い場には石鹸（ポンプ型が望ましい）を用意すること。
② 「手洗いは 30 秒以上」等の掲示をすること。
③ 手洗い後に手を拭くためのペーパータオル（使い捨て）を用意することも

考えられる。（利用者にマイタオルの持参を求めても良い。布タオルや手指を乾燥させる設備については使用しないようにすること）。
④ 手洗いが難しい場合は、アルコール等の手指消毒剤を用意すること。

２）更衣室、休憩スペース

更衣室（シャワー室を含む。以下同様。）や休憩スペースは感染リスクが比較的高いと考えられることに留意することが必要です。また、感染リスクが高い「５つの場面」の１つとして「居場所の切り替わり」が挙げられ、更衣室や休憩スペース等では環境の変化により感染リスクが高まることがあるとされています。

施設管理者は、運動・スポーツを行うための服装に着替える更衣室や、一時的な休息をするための休憩スペースについて、以下に配慮して準備することが求められます。

① 更衣室・休憩スペースの広さにはゆとりを持たせ、他の利用者と密になることを避けること。また、休憩スペースでは、対面で食事や会話をしないようにすること。
② 更衣室・休憩スペースにゆとりを持たせることが難しい場合は、一度に入室する利用者の数を制限する等の措置を講じること。
③ 更衣室内・休憩スペースで複数の利用者が触れると考えられる場所（ドアノブ、ロッカーの取手、テーブル、イス等）については、こまめに消毒すること。
④ 換気扇を常に回す、換気用の小窓をあける等、換気に配慮すること。
⑤ 入退室の前後での手洗いを促すこと。（手洗いが難しい場合は、アルコール等の手指消毒剤の使用を促すこと。）

３）洗面所

洗面所（トイレ）についても感染リスクが比較的高いと考えられることに留意することが必要です。

施設管理者は、運動・スポーツを行う際に利用する洗面所（トイレ）について、以下に配慮して管理することが求められます。

① トイレ内の複数の利用者が触れると考えられる場所（ドアノブ、水洗トイレのレバー等）については、こまめに消毒すること。
② トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示する。
③ 手洗い場には石鹸（ポンプ型が望ましい）を用意すること
④ 「手洗いは 30 秒以上」等の掲示をすること。
⑤ 手洗い後に手を拭くためのペーパータオル（使い捨て）を用意することも考えられる。（利用者にマイタオルの持参を求めても良い。布タオルや手指を乾燥させる設備については使用しないようにすること）。
⑥ 利用者が密な状態になるおそれがある場合は、入場制限を行うこと。
⑦ 換気扇を常に回す、換気用の小窓を開ける等、換気に配慮すること。

4）スポーツ用具の管理

施設管理者は、スポーツ用具を複数の利用者が共用しないようにするため、利用者が所有するスポーツ用具を持参してもらうよう周知するなど、配慮して準備することが求められます。やむを得ず共用するスポーツ用具については、手が頻回に触れる箇所を工夫して最低限にした上で、こまめに消毒することが求められます。特に、利用者にスポーツ用具の貸出を行う場合は、貸出を行った利用者を特定できる工夫をするとともに、貸出前後に消毒することが重要です。

5）観客の管理

施設に観客も入場させる場合には、観客同士が密な状態とならないよう、必要に応じ、あらかじめ観客席の数を減らすなどの対応をとることが求められます。

また、感染リスクが高まる「５つの場面」には「マスクなしでの会話」が含まれていることから、大声での声援を送らないことや会話を控えること、マスクを着用すること等の留意事項を周知することが必要です。特に、大声での歓声、声援等がないことを前提としうるイベントにおいて収容率100%以内50%超で開催する場合は、以下の２点を必ず実施する必要があります。なお、収容率50%以内で開催する場合（大声での歓声、声援等が想定されるイベントを含む）も、この２点を実施することが奨励されます。

・大声を出す者がいた場合は個別に注意等を行うこと。
・マスクを持参していない者がいた場合はイベント主催者側で配布・販売することにより、マスク着用率100%を担保すること。

さらに、選手等と観客がイベント前後・休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じることが必要です。イベントが開催される場合は、入退場時の密集回避（時間差入場等）を行うことが必要です。

なお、スポーツイベント等の大声での歓声、声援等が想定されるイベントの場合は、マスク着用と発声の抑制の周知及びイベント主催者による個別注意など必要となる感染防止策を総合的に講じた上で、原則として収容率を50%以内とする。（異なるグループ又は個人間では座席を一席は空けることが必要ですが、同一グループ（５名以内に限る。）内では座席等の間隔を設ける必要はありません。）

6）運動・スポーツを行う施設の環境

① 換気

運動・スポーツを室内で実施する場合には、換気の悪い密閉空間とならないよう、十分な換気を行う必要があります。

具体的には、換気設備を適切に運転することや、定期的に窓を開け外気を取り入れる等の換気を行うことが必要です。また、寒冷な場面では室温が下がらない範囲で常時窓開けすることや、乾燥する場面では湿度40%以上を目安に加湿する

ことが推奨されます。加えて、必要に応じ、CO_2 測定装置を設置する等により、換気状況を常時モニターし、1000ppm 以下（機械換気の場合。窓開け換気の場合は目安。）を維持することも望ましいです。このことを施設管理者が適切に行うとともに、利用者に周知を行うことが必要です。

② 施設の維持管理

施設管理者は、体育館の床をこまめに清掃したり、プールの水質基準を適切に管理したりするなど、関係法令等に従った適切な管理について、感染拡大防止の観点から改めて徹底することが必要です。

なお、体育館のフローリング床の日常清掃においては、水拭きは床板の劣化につながるため行うべきではなく、乾拭きが基本となります。ただ、汗等で汚れている箇所がある場合は、固く絞ったモップ・雑巾で拭いた後、きちんと乾燥させるという方法が考えられます。その際、消毒のために適切な濃度に希釈した市販の塩素系漂白剤を使用することは可能ですが、使用後にきちんと拭き取ることが必要です。現時点でワックスが使用されている床の場合、アルコールは、床を白濁させるおそれがあるため、部分的に試してから使用することが考えられます。また、他の床材の場合は、床材の特性に応じた清掃・消毒を行うことが必要です。必要に応じて専門業者に確認をするとともに、清掃事業者等にも適切な維持管理の徹底を図るようにする必要があります。

③ その他留意点

プールにおいては、水を介した感染リスクは極めて低いと考えられていますが、例えば遊泳プールで密な状態（いわゆる芋洗い状態）で大勢が戯れている場合は、会話や接触による感染リスクが高まりますので、密な状態とならないようにする必要があります。なお、手洗い場所、更衣室、休憩スペース等において留意すべき点は、プールも同様です。

また、会話や接触による感染リスクは、プールに限らず体育館等の施設においてもありますので、同様の取組が必要です。

7）施設の入口

施設管理者は、施設の入口に手指の消毒設備を設置するとともに、施設利用時の利用者が遵守すべき事項のチェックリスト（上記「３　社会体育施設の再開時の感染防止策について」の冒頭参照）を掲示することが求められます。

8）ゴミの廃棄

鼻水、唾液などが付いたゴミは、ビニール袋に入れて密閉して縛り、ゴミを回収する人は、マスクや手袋を着用することが求められます。また、マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石鹸と流水で手を洗い、手指消毒することが必要です。

9）清掃・消毒

市販されている界面活性剤含有の洗浄剤や漂白剤を用いて清掃することが求められます。通常の清掃後に、不特定多数が触れる環境表面を、始業前、終業後に清拭消毒することが重要です。なお、手が触れることがない床や壁は、通常の清掃で構いませんが、手が触れる可能性がある体育館の床等は上記６）②のとおり適切に清掃・消毒することが求められます。

10) スタッフの管理等

施設管理者自身についても、感染症の拡大を防ぐため、スタッフの管理等について以下の事項を実施することが求められます。

① 発熱又は風邪等の症状がみられるスタッフについては、出勤を自粛すること。
② ユニフォームや衣服はこまめに洗濯すること。
③ 事務作業等を行う場合は、業務に支障とならない範囲で、テレワーク等遠隔業務の実施を検討すること。
④ 会議等を行う場合は、オンラインでの実施を検討すること。

（５）利用者が運動・スポーツを行う際の留意点

施設管理者は、利用者等に対し、以下の留意点や利用者が遵守すべき内容を周知・徹底することが求められます。

① 十分な距離の確保

運動・スポーツの種類に関わらず、運動・スポーツをしていない間も含め、感染予防の観点から、周囲の人となるべく距離（※）を空けること。（介助者や誘導者の必要な場合を除く。）

運動強度が高い運動・スポーツの場合は、呼気が激しくなるため、より一層距離を空ける必要があること。また、水泳時などでマスクをしていない場合には、十分な距離を空けるよう特に留意をする必要があること。

（※）感染予防の観点からは、少なくとも２mの距離を空けることが適当である。

② 位置取り

走る・歩く運動・スポーツにおいては、前の人の呼気の影響を避けるため、可能であれば前後一直線に並ぶのではなく、並走する、あるいは斜め後方に位置取ること。

③ その他

ア 運動・スポーツ中に、唾や痰をはくことは極力行わないこと。
イ タオルの共用はしないこと。
ウ 飲食については、指定場所以外で行わず、周囲の人となるべく距離を取って対面を避け、会話は控えめにし、咳エチケットを徹底すること（会話をする時はマスク着用）。また、同じトング等での大皿での取り分けや回し飲みはしないこと。なお、施設管理者は飲食の指定場所の広さにゆとりを持たせることが求められるが、ゆとりを持たせることが難しく利用者が密な状態に

なるおそれがある場合は、入場制限を行うこと。また、指定場所は換気を十分に行うこと。

エ 飲みきれなかったスポーツドリンク等を指定場所以外（例えば走路上）に捨てないこと。
オ イベント主催者等が運動・スポーツの際の栄養補給等として飲食物を利用者に提供する際は、以下などに配慮して適切に行うこと。
　ⅰ 利用者が飲食物を手にする前に、手洗い、手指消毒を行うよう声を掛けること。
　ⅱ スポーツドリンク等の飲料については、ペットボトル・ビン・缶や使い捨ての紙コップで提供すること。
　ⅲ 飲食物を取り扱うスタッフにはマスクを着用させること。

※ 「スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」においては、その他、各中央競技団体において、必要に応じ、競技特性に応じた各競技別のガイドラインを作成する際、上記以外に感染拡大防止のための必要な取組を適宜盛り込むこととしています。また、事業者及び関係団体が作成している業種別ガイドラインの中には、施設に関係する内容が示されているものがあります。そのため、必要に応じ、これらのガイドラインについても御留意をお願いします（再掲）。

（６）その他の留意事項

施設管理者は、万が一感染が発生した場合に備え、個人情報の取扱いに十分注意しながら、利用当日に利用者より提出を求めた書面（上記（３）１））について、保存期間（少なくとも１月以上）を定めて保存しておくことが必要です。

また、利用後に利用者から新型コロナウイルス感染症を発症したとの報告があった場合や、地域の生活圏において感染拡大の可能性が報告された場合の対応方針について、施設の立地する自治体の衛生部局とあらかじめ検討しておくことが必要です。

なお、イベント等の開催制限や施設の使用制限等の目安については、「緊急事態宣言に伴う催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」（令和３年２月４日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡）、「今後の感染状況の変化に対応した対策の実施に関する指標及び目安について」（令和２年８月７日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡）等を参考とし、適切な管理を行うよう御留意をお願いします。

<参考ホームページ>
○スポーツ庁
・スポーツ関係の新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドラインについて

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop01/list/detail/jsa_00021.html

・熱中症事故の防止について（依頼）（令和２年５月 28 日付けスポーツ庁健康スポーツ課長事務連絡）
https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/hakusho/nc/jsa_00013.html

〇内閣官房

・新型コロナウイルス感染症対策
https://corona.go.jp/

・緊急事態措置を実施すべき区域の変更等に伴う都道府県の対応について（令和２年５月 14 日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡）
https://corona.go.jp/news/pdf/kinkyujitai_kuikihenkou_0514.pdf

・移行期間における都道府県の対応について（令和２年５月 25 日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡）
https://corona.go.jp/news/pdf/ikoukikan_taiou_0525.pdf

・７月 10 日以降における都道府県の対応について（令和２年７月８日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡）
https://corona.go.jp/news/pdf/kaisaiseigen_0708.pdf

・８月１日以降における催物の開催制限等について（令和２年７月 23 日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡）
https://corona.go.jp/news/pdf/kaisaiseigen_0724.pdf

・今後の感染状況の変化に対応した対策の実施に関する指標及び目安について（令和２年８月７日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡）
https://corona.go.jp/news/pdf/jimurenraku_0811.pdf

・９月１日以降における催物の開催制限等について（令和２年８月 24 日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡）
https://corona.go.jp/news/pdf/jimurenraku_0824.pdf

・11 月末までの催物の開催制限等について（令和２年９月 11 日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡）
https://corona.go.jp/news/pdf/jimurenraku_20200911.pdf

・感染リスクが高まる「５つの場面」と「感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫」（令和２年 10 月 23 日付け新型コロナウイルス感染症対策分科会提言）
https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/ful/bunkakai/teigen_12_1.pdf

・来年２月末までの催物の開催制限、イベント等における感染拡大防止ガイドライン遵守徹底に向けた取組強化等について（令和２年 11 月 12 日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡）
https://corona.go.jp/news/pdf/jimurenraku_20201112.pdf?20201113

・分科会提言を踏まえた催物の開催制限等の取扱いについて（令和２年 12 月 23 日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡）

https://corona.go.jp/news/pdf/jimurenraku_20201223.pdf

・緊急事態宣言に伴う催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について（令和３年１月７日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡）
https://corona.go.jp/news/pdf/ikoukikan_taiou_20210107_3.pdf

・緊急事態宣言に伴う催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について（令和３年１月 13 日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡）
https://corona.go.jp/news/pdf/ikoukikan_taiou_20210113.pdf

・緊急事態宣言に伴う催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について（令和３年２月４日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡）
https://corona.go.jp/news/pdf/ikoukikan_taiou_20210204.pdf

〇厚生労働省

・新型コロナウイルスを想定した「新しい生活様式」を公表しました（令和２年６月 19 日一部改訂）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_newlifestyle.html

・新型コロナウイルス接触確認アプリ（ＣＯＣＯＡ）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/cocoa_00138.html

・「新しい生活様式」における熱中症予防行動のポイント（令和２年６月 22 日更新）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_coronanettyuu.html

（以上）

社会体育施設の再開時の感染防止策チェックリスト（施設管理者向け①）

別添１

全般的な事項

□感染防止のため施設管理者自ら実施すべき事項や利用者が遵守すべき事項を予め整理し、チェックリスト化したものを施設内の適切な場所（管理事務所や各施設の入口等）に掲示すること
□各事項がきちんと遵守されているか施設内を定期的に巡回・確認すること
□障がい者や高齢者など利用者の特性にも配慮すること
□万が一感染が発生した場合に備え、個人情報の取扱いに十分注意しながら、利用当日に利用者より提出を求めた書面について、保存期間（少なくとも１月以上）を定めて保存しておくこと
□利用後に利用者から新型コロナウイルス感染症を発症したとの報告があった場合や、地域の生活圏において感染拡大の可能性が報告された場合の対応方針について、施設の立地する自治体の衛生部局とあらかじめ検討しておくこと

施設の予約時の対応

施設管理者が利用者に求める感染拡大防止のための措置としては、以下のものが挙げられます。
□利用者が以下の事項に該当する場合は、利用の見合わせを求めること（利用当日に書面で確認を行う）
□体調がよくない場合（例：発熱・咳・咽頭痛などの症状がある場合）
□同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
□過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合
□マスクを持参すること（受付時や着替え時等のスポーツを行っていない際や会話をする際にはマスクを着用すること）
□こまめな手洗い、アルコール等による手指消毒を実施すること
□他の利用者、施設管理者等との距離（できるだけ２m以上）を確保すること（障がい者の誘導や介助を行う場合を除く）
□利用中に大きな声で会話、応援等をしないこと
□感染防止のために施設管理者が決めたその他の措置の遵守、施設管理者の指示に従うこと
□利用終了後２週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、施設管理者に対して速やかに濃厚接触者の有無等について報告すること

当日の利用受付時の対応

□受付窓口には、手指消毒薬を設置すること
□発熱や軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある人は入場しないように呼び掛けること
（状況によっては、発熱者を体温計などで特定し入場を制限することも考えられる。また、入場を制限された者がすでに利用料等を支払っている場合に払い戻すことが可能なよう規定を設けることも考えられる。）
□人と人が対面する場所は、換気を徹底するとともに、アクリル板、透明ビニールカーテンなどで遮蔽すること
□利用者が距離をおいて(できるだけ２mを目安に(最低１m))並べるように目印の設置等を行うこと
□受付を行うスタッフには、マスクを着用させること
□インターネットやスマートフォンを使った電子的な受付の一層の普及を図り、受付場所での書面の記入や現金の授受等を避けるようにすること
□利用者が密な状態になるおそれがある場合は、入場制限を行うこと
□施設の利用前に、利用者に接触確認アプリ(ＣＯＣＯＡ)や、各地域の通知サービスを活用すること
□利用者から以下の事項を記載した書面の提出を求めること
□氏名、年齢、住所、連絡先（電話番号）※個人情報の取扱いに十分注意する。また、これらの事項は、事前予約時に登録を求めることも考えられる。
□利用当日の体温
□利用前２週間における以下の事項の有無
□平熱を超える発熱
□咳（せき）、のどの痛みなど風邪の症状
□だるさ（倦怠（けんたい）感）、息苦しさ（呼吸困難）
□嗅覚や味覚の異常
□体が重く感じる、疲れやすい等
□新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触の有無
□同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
□過去１４日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合
□利用者がマスクを準備しているか確認すること
□施設利用前後のミーティング等においても、三つの密を避けること

本チェックリストはあくまでサンプルであり、各施設や競技の特性等を勘案して、上記以外に感染拡大防止のための必要な取組を適宜盛り込んでいただきますようお願いします。

スポーツ庁 JAPAN SPORTS AGENCY

社会体育施設の再開時の感染防止策チェックリスト（施設管理者向け②）

施設管理者が準備すべき事項の対応

□手洗い場所
□手洗い場には石鹸（ポンプ型が望ましい）を用意すること
□「手洗いは30秒以上」等の掲示をすること
□手洗い後に手を拭くためのペーパータオル（使い捨て）を必要に応じて用意すること（利用者にマイタオルの持参を求めても良い。布タオルや手指を乾燥させる設備については使用しないようにすること）
□手洗いが難しい場合は、アルコール等の手指消毒用薬を用意すること

□更衣室（シャワー室を含む）、休憩スペース
□広さにはゆとりを持たせ、他の利用者と密になることを避けること（障がい者の介助を行う場合を除く）
□ゆとりを持たせることが難しい場合は、一度に入室する利用者の数を制限する等の措置を講じること
□室内又はスペース内で複数の利用者が触れると考えられる場所（ドアノブ、ロッカーの取手、テーブル、イス等）については、こまめに消毒すること
□換気扇を常に回す、換気用の小窓をあける等、換気に配慮すること
□入退室の前後での手洗いを促すこと（手洗いが難しい場合は、アルコール等の手指消毒剤の使用を促すこと）

□洗面所（トイレ）
□トイレ内の複数の利用者が触れると考えられる場所（ドアノブ、水洗トイレのレバー等）については、こまめに消毒すること
□トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示すること
□手洗い場には石鹸（ポンプ型が望ましい）を用意すること
□「手洗いは30秒以上」等の掲示をすること
□手洗い後に手を拭くためのペーパータオル（使い捨て）を用意すること（利用者にマイタオルの持参を求めても良い。布タオルや手指を乾燥させる設備については使用しないようにすること）
□利用者が密な状態になるおそれがある場合は、入場制限を行うこと
□換気扇を常に回す、換気用の小窓を開ける等、換気に配慮すること

□スポーツ用具の管理
□利用者にスポーツ用具を持参してもらうよう周知すること
□やむを得ず共用するスポーツ用具については、手が頻回に触れる箇所を工夫して最低限にした上で、こまめに消毒すること
□スポーツ用具の貸出を行う場合は、
□貸出を行った利用者を特定できる工夫をすること
□貸出前後に消毒すること

□観客の管理
□施設に観客も入場させる場合には、観客同士が密な状態とならないよう、必要に応じ、あらかじめ観客席の数を減らすなどの対応をとること
□大声での声援を送らないことや会話を控えること、会話をする場合にはマスクを着用すること等の留意事項を周知すること
□選手等と観客がイベント前後・休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じること
□全国的又は大規模なイベントが開催される場合は、入退場時の密集回避（時間差入場等）を行うこと

□運動・スポーツを行う施設の環境
□換気設備を適切に運転することや、定期的に窓を開け外気を取り入れる等の換気を行うこと
□体育館の床をこまめに清掃すること
□プールの水質基準を適切に管理するなど、関係法令等に従うこと
□プールにおいては、例えば遊泳プール等で密な状態（いわゆる手洗い状態）とならないようにすること
□体育館等の施設においても、密な状態とならないようにすること

□施設の入口
□手指の消毒設備を設置すること
□施設利用時の利用者が遵守すべき事項のチェックリストを掲示すること

□ゴミの廃棄
□鼻水、唾液などが付いたゴミは、ビニール袋に入れて密閉して縛り、ゴミを回収する人は、マスクや手袋を着用すること
□マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石鹸と流水で手を洗い、手指消毒すること

□清掃・消毒
□市販されている界面活性剤含有の洗浄剤や漂白剤を用いて清掃すること
□通常の清掃後に、不特定多数が触れる環境表面を、始業前、終業後に清拭消毒すること

□スタッフの管理等
□発熱又は風邪等の症状がみられるスタッフについては、出勤を自粛すること
□ユニフォームや衣服はこまめに洗濯すること
□事務作業等を行う場合は、業務に支障とならない範囲で、テレワーク等遠隔業務の実施を検討すること
□会議等を行う場合は、オンラインでの実施を検討すること。

□その他
□イベント主催者等が運動・スポーツの際の栄養補給等として飲食物を利用者に提供する際は、以下などに配慮して適切に行うこと
□利用者が飲食物を手にする前に、手洗い、手指消毒を行うよう声を掛けること
□スポーツドリンク等の飲料については、ペットボトル・ビン・缶や使い捨ての紙コップで提供すること
□飲食物を取り扱うスタッフにはマスクを着用させること

本チェックリストはあくまでサンプルであり、各施設や競技の特性等を勘案して、上記以外に感染拡大防止のための必要な取組を適宜盛り込んでいただきますようお願いします。

スポーツ庁 JAPAN SPORTS AGENCY

別添２

社会体育施設の再開時の感染防止策チェックリスト（利用者向け）

利用者が遵守すべき事項

□**以下の事項に該当する場合は、自主的に利用を見合わせること（利用当日に書面で確認を行う）**
- □体調がよくない場合 （例：発熱・咳・咽頭痛などの症状がある場合）
- □同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
- □過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合

□**マスクを持参すること（受付時や着替え時等のスポーツを行っていない際や会話をする際にはマスクを着用すること）**

□**こまめな手洗い、アルコール等による手指消毒を実施すること**

□**他の利用者、施設管理者スタッフ等との距離（できるだけ２m以上）を確保すること（障がい者の誘導や介助を行う場合を除く）**

□**利用中に大きな声で会話、応援等をしないこと**

□**感染防止のために施設管理者が決めたその他の措置の遵守、施設管理者の指示に従うこと**

□**利用終了後２週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、施設管理者に対して速やかに濃厚接触者の有無等について報告すること**

□**施設利用前後のミーティング等においても、三つの密を避けること**

利用者が運動・スポーツを行う際の留意点

□**十分な距離の確保**
- □運動・スポーツの種類に関わらず、運動・スポーツをしていない間も含め、感染予防の観点から、周囲の人となるべく距離（※）を空けること（介助者や誘導者の必要な場合を除く）
- □強度が高い運動・スポーツの場合は、呼気が激しくなるため、より一層距離を空けること
- □水泳時などでマスクをしていない場合には、十分な距離を空けるよう特に留意をする必要があること

（※）感染予防の観点からは、少なくとも２mの距離を空けることが適当である。

□**位置取り：走る・歩く運動・スポーツにおいては、前の人の呼気の影響を避けるため、可能であれば前後一直線に並ぶのではなく、並走する、あるいは斜め後方に位置取ること**

□**運動・スポーツ中に、唾や痰をはくことは極力行わないこと**

□**タオルの共用はしないこと**

□**飲食については、指定場所以外で行わず、周囲の人となるべく距離を取って対面を避け、会話は控えめにし、咳エチケットを徹底すること（会話をする時はマスク着用）**

□**同じトング等での大皿での取り分けや回し飲みはしないこと**

□**指定場所は換気を十分に行うこと**

□**飲みきれなかったスポーツドリンク等を指定場所以外（例えば走路上）に捨てないこと**

□**イベント主催者等が運動・スポーツの際の栄養補給等として飲食物を利用者に提供する際は、以下などに配慮して適切に行うこと**
- □利用者が飲食物を手にする前に、手洗い、手指消毒を行うよう声を掛けること
- □スポーツドリンク等の飲料については、ペットボトル・ビン・缶や使い捨ての紙コップで提供すること
- □飲食物を取り扱うスタッフにはマスクを着用させること

本チェックリストはあくまでサンプルであり、各施設や競技の特性等を勘案して、上記以外に感染拡大防止のための必要な取組を適宜盛り込んでいただきますようお願いします。

スポーツ庁
JAPAN SPORTS AGENCY